

市第88号議案

地域療育センターの指定管理者の指定

次のように地域療育センターの指定管理者を指定する。

平成30年12月6日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市東部地域療育センター	神奈川区西神奈川一丁目9番地の1	社会福祉法人青い鳥 理事長 飯田美紀	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
横浜市中部地域療育センター	同	同	同
横浜市西部地域療育センター	港北区鳥山町1, 770番地	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 理事長 大八木 雅之	同
横浜市南部地域療育センター	神奈川区西神奈川一丁目9番地の1	社会福祉法人青い鳥 理事長 飯田美紀	同
横浜市北部地域療育センター	港北区鳥山町1, 770番地	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 理事長 大八木 雅之	同
横浜市戸塚地域療育センター	同	同	同

提 案 理 由

横浜市東部地域療育センター等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）